

## 第2章 目標とその達成に向けた施策の展開

### 2-1 基本目標

「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」

本計画では、市民・事業者・行政の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かでうるおいのあるまちづくりを目指すこととし、「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げます。

また、この基本目標が、より具体的に市民・事業者・行政で共有されるよう、次の目標数値を掲げます。

#### 【環境基準】

環境基準達成率 ※別表①

基準年度	進捗確認年度		進捗確認 年度目標	目標年度
	目標	現状		
平成 22 年度	平成 27 年度		平成 32 年度	平成 33 年度
78.2%	100%	83.8%	100%	100%

環境の状況の科学的判断として、環境基本法に基づき国が定める「環境基準」を用いることとし、その達成率を基本目標（目標数値）とします。

進捗管理年度である平成 27 年度には、5.6 ポイントの向上が見られましたが、目標である 100%に達していません。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるため、早期にその全てが達成されることを目指します。

#### 【市民満足度】

“豊かで美しい自然が身近にある”と思う市民の割合

基準年度	進捗確認年度		進捗確認 年度目標	目標年度
	目標	現状		
平成 22 年度	平成 26 年度		平成 32 年度	平成 33 年度
70%	75%	80%	80%	80% ↑

※8割の市民が満足していれば、目標を概ね達成しているものとして、満足度80%を基準にしています。実績が既に80%に達しており、さらに上を目指していくという意味で「80%↑」という表記にしています。

環境の状況の感覚的判断として、市民アンケートによる市民満足度を用いることとし、「豊かで美しい自然が身近にあると思う市民の割合」を基本目標（目標数値）とします。

進捗確認年度である平成 26 年度には、満足度が 10%向上し、目標値に達していますが、更なる満足度の向上を目指します。

## 【廃棄物等・温室効果ガス】

明るい・豊かな・健やかな郷土の継承のためには、その時々における環境の状況が良好であるだけでなく、その環境を将来の世代に引き継げるよう、環境への負荷が少なく、資源の保存が見込める持続可能な日常の生活・事業活動への転換が必要です。このため、各年度における「廃棄物等排出量」と「温室効果ガス排出量」も基本目標（目標数値等）とします。

基本目標とする廃棄物排出量のうち廃棄物の最終処分量については、平成 26 年 4 月から、新しいごみ処理施設の稼働や新たな分別区分の導入を実施したことなどにより、進捗管理年度の平成 27 年度はもとより、平成 33 年度の目標を既に達成しており、環境負荷の低減や資源の有効利用を促進するため、目標年度における数値の見直しを行いました。

ただし、温室効果ガスについては、その削減に向けた計画の進行管理体制が十分に確立されていないことから、当面の間、参考値を明らかにするとともに、関連施策の推進を図ります。温室効果ガスの削減に向けた進行管理体制の確立が達成された後は、目標数値を明らかにするとともに本計画の見直しを行います。この場合、本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を包含する計画とします。

### 廃棄物等の最終処分量

基準年度	進捗確認年度		進捗確認 年度目標	目標年度
	目標	現状		
平成 22 年度	平成 27 年度		平成 32 年度	平成 33 年度
8,617 t	6,583 t	972 t	915 t	898t

※平成 27 年度の処理区域内人口 117,893 人

※平成 33 年度の数値は、処理区域内人口 114,702 人を推計値として算出

廃棄物排出量については、市民等による発生抑制や市による再生利用などの取組が総合的に反映される「最終処分量」を基本目標（目標数値）とします。ただし、台風災害等に伴う埋立ごみの量は除きます。

### 参考値：二酸化炭素排出量（推計値）※別表②

基準年度	現況推計	目標年度
平成 17 年度 (2005 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)
1,723 千 t - CO <sub>2</sub>	1,675 千 t - CO <sub>2</sub>	削減

温室効果ガス排出量については、日常の生活・事業活動との関係がより密接な「二酸化炭素排出量」を参考値とします。

また、基準年度については、国の目標等で用いられる平成 17 年度（2005 年度）とします。

別表① 「環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧」

分野	指標名		基準年度		平成 27 年度	
			測定地点等数	環境基準達成数	測定地点等数	環境基準達成数
大気	二酸化硫黄	長期的評価	4	4	4	4
		短期的評価	4	4	4	4
	浮遊粒子状物質	長期的評価	4	4	4	4
		短期的評価	4	0	4	3
	二酸化窒素		2	2	2	2
	光化学オキシダント		1	0	1	0
水質 (海域)	化学的酸素要求量 (COD)		6	4	6	4
	全窒素		3	3	3	3
	全燐		3	3	3	3
水質 (河川)	生物化学的酸素要求量 (BOD)		2	2	2	2
水質 (地下水)	概況調査		12	12	9	9
騒音	一般地域	昼間	17	17	17	17
		夜間	17	12	17	13
	道路に面する地域 (測定地点における評価)	昼間	12	7	12	9
		夜間	12	6	12	7
	新幹線鉄道騒音		1	0	1	0
	航空機		6	6	4	4
合計			110	86	105	88

※ 基準年度における、騒音（一般地域）は平成 22 年度、騒音（一般地域以外）は平成 22 年度時点で最新のもの、その他については平成 21 年度。

※ 進捗管理年度における、騒音（一般地域）は平成 27 年度、騒音（一般地域以外）は平成 27 年度時点で最新のもの、その他については平成 26 年度。

※ 騒音（一般地域、道路に面する地域）において環境基準の地域の種類の指定がされていない地域については、主として住居の用に供される地域と同一の基準値で判定。

別表②「参考値：二酸化炭素排出量（推計値）の内訳」

			平成 17 年度 (2005 年度)		平成 25 年度 (2013 年度)		基準 年度比	
			排出量 (1,000t-CO <sub>2</sub> )	シェア	排出量 (1,000t-CO <sub>2</sub> )	シェア		
エネルギー起源	産業部門	製造業	967	57.3%	854	52.1%	-11.7%	
		建設・鉱業	19		14		-26.3%	
		農林水産業	2		4		100%	
		計	988		872		-11.7%	
	家庭部門		228	13.2%	260	15.5%	14.0%	
	業務その他部門		197	11.4%	272	16.2%	38.1%	
	運輸部門	自動車	旅客自動車	130	16.9%	131	15.0%	0.8%
			貨物自動車	93		77		-17.2%
			計	223		208		-6.7%
		鉄道		8		9		12.5%
		船舶		61		35		-42.6%
		計		292		252		-13.7%
		エネルギー転換部門（発電所等）		-		-		-
	小 計		1,705	98.8%	1,656	98.8%	-2.9%	
非エネルギー起源	工業プロセス		-	-	-	-	-	
	廃棄物（一般廃棄物処理場分）		18	1.0%	19	1.1%	5.6%	
	燃料からの漏出		-	-	-	-	-	
	小 計		18	1.0%	19	1.1%	5.6%	
合 計			1,723	99.8%	1,675	99.9%	-2.8%	

※ シェアは四捨五入で表示しているため、合計が合わないことがある。推計方法は、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」による。ただし、産業部門（製造業）については、産業分類の細分類化を行っている。

## 2-2 計画の方針

本計画では、基本目標を実現するための取組について、3つの方針を掲げます。

### I 環境への負荷が少ないまちづくり

本市では、かつてのような深刻な環境汚染を引き起こす大規模な産業型公害の問題はなくなりましたが、日常の生活や事業活動に伴う排ガス、排水、騒音・振動などにより現在もなお、良好で快適な環境を完全に取り戻すまでには至っていません。

また、大量生産・大量消費によるエネルギー消費量の増大や廃棄物の増加は、長年の積み重ねによって、化石燃料・生物資源の枯渇や地球温暖化による異常気象など世界中の人々の生活基盤を脅かす懸念を生んでいます。

私たちは、自然の浄化能力や循環能力を超える環境への負荷をもたらす日常の生活や事業活動のあり方を見直し、低炭素社会、循環型社会を構築するなど、「環境への負荷が少ないまちづくり」を行います。

### II 良好な環境を創造するまちづくり

本市には、大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺、南部の広大な平野部など多彩で豊かな自然環境があり、生活環境、産業立地の好条件を備えています。このため、古くは田畑や入浜式塩田が大規模に築かれ、近代では多くの企業が進出し、臨海工業地帯を形成してきました。

しかし、各種開発行為や、少子高齢化と産業構造の転換の進展による一次産業の担い手不足等により、これまで多くの恵みを与えてくれた自然環境は疲弊しています。

私たちは、持続可能な地域の発展のため、自然環境を保全・再生するとともに、自然をいかす産業を育むなど、「良好な環境を創造するまちづくり」を行います。

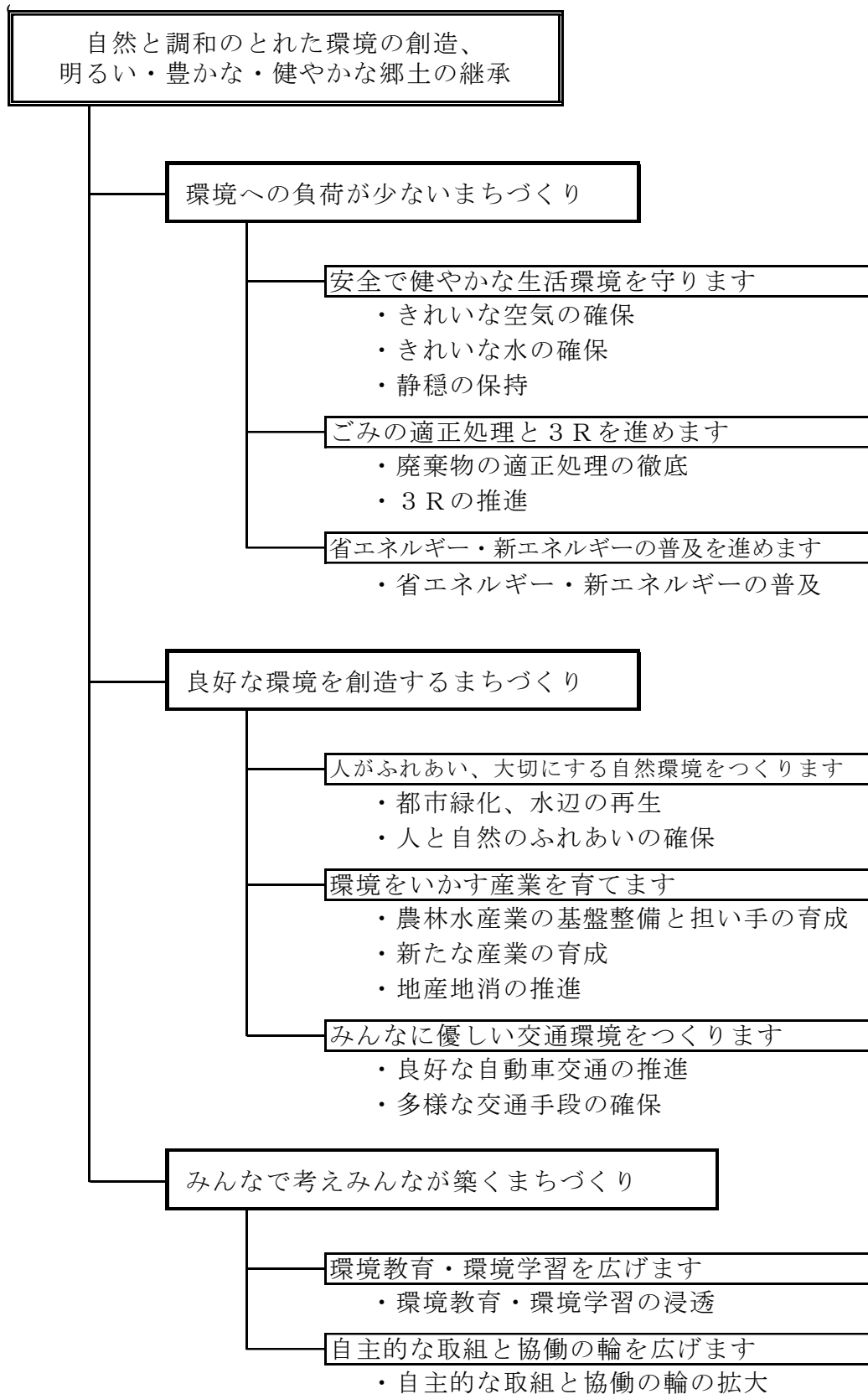
### III みんなで考えみんなが築くまちづくり

近年では、市民活動への参加意欲の高まりを背景に、情報の共有と市民参画の促進を通じた市民が主役の地域づくりを進めていくことが重要となっています。また、今日の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動の様式と深く関わっていることから、一人ひとりが環境問題を正しく理解し、行動につながるものが欠かせません。

私たちは、共通の認識に立って自主的、積極的に環境の保全に取り組む「みんなで考えみんなが築くまちづくり」を行います。

## 2-3 施策の体系

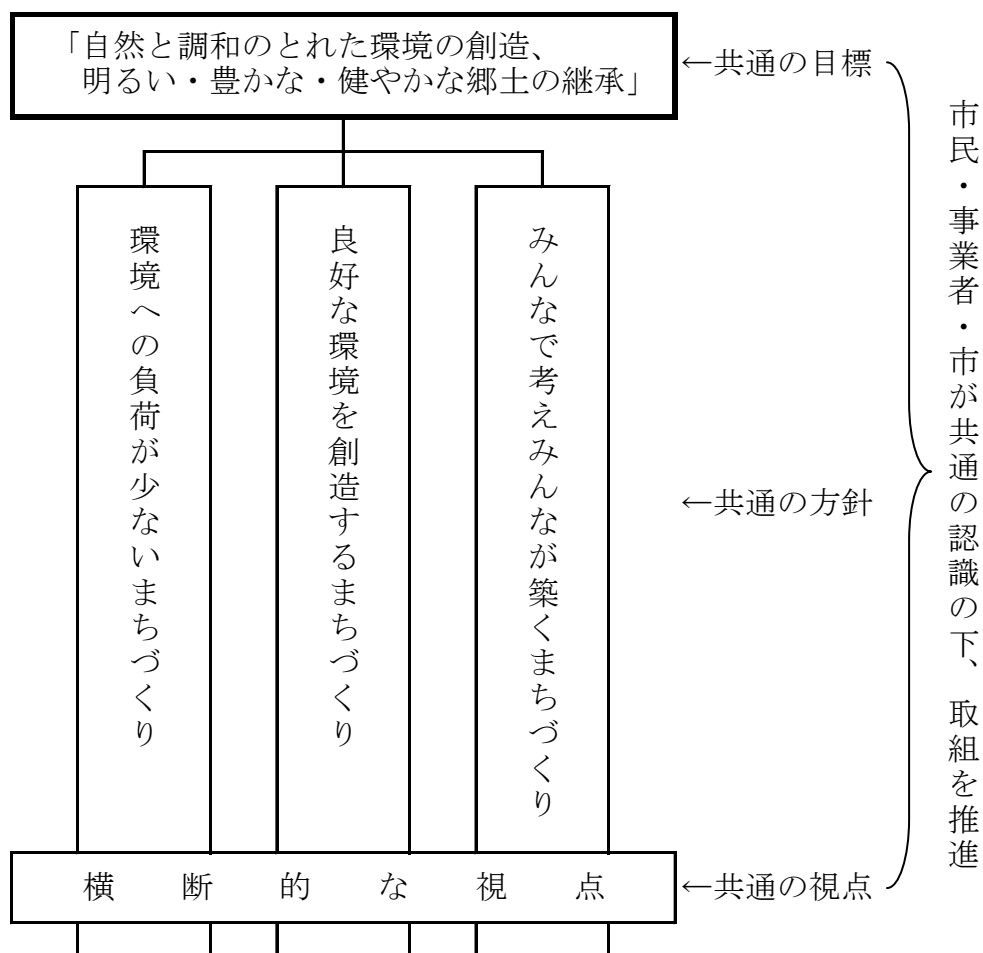
本計画の方針に基づき、次のとおり基本施策の体系を定めます。



## 2-4 横断的な視点

環境の保全に向けては、さまざまな課題が、多様な手法による取組の下に統合的に解決される必要があります。

本計画では、個々の基本施策を推進していく上で、特に意識すべき視点を示し、それぞれの取組が、分断されることなく基本目標の実現に向かって進められることを目指します。



### (1) 環境保全対策の充実

私たちの暮らしの場は、良好な環境の上に成り立っており、環境を保全することは、「まち」の維持・発展における土台づくりといえます。

しかしながら、日常の生活や事業活動を営む上で、環境への負荷を全く伴わないことはなく、今後も環境への負荷の低減や自然の持つ浄化能力・循環能力の再生に絶えず取り組むことが求められます。また、行政においては、地方分権改革・地域主権改革の進展に伴い、自らの責任と判断による自治体運営を行うための行政能力の向上が求められています。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単に受動的又は一過性のものとして行うのではなく、自主的かつ継続的に行われるよう「環境保全対策の充実」を意識して進めます。

## **(2) 地球温暖化対策の推進**

地球温暖化については、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書において「気候システムの温暖化には疑う余地がない。」とされており、その影響の可能性から将来予想される被害についての懸念が高まっています。我が国においても、地球温暖化の主要な原因とされている人為的に排出される温室効果ガス、とりわけ二酸化炭素排出量を大幅に減少させる「低炭素社会の構築」は環境保全の方針の大きな柱となっています。

低炭素社会の構築に向けては、二酸化炭素を吸収する森林の保全・整備と二酸化炭素を排出する化石燃料の消費を減少させる努力が不可欠です。日常生活や事業活動のほとんどで化石燃料の消費が行われる現状では、全ての活動において低炭素社会の構築を意識することが必要であり、また、意識することが可能です。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単にその目的だけのために行うのではなく、「地球温暖化対策の推進」も意識して進めます。

## **(3) 自然保護対策の推進**

自然保護対策については、森林の無秩序な伐採等の規制、特定の自然風景地や野生生物の保護、都市における緑化の推進などが、それぞれ個別に行われていました。しかし現在においては、動物、植物、微生物の豊かな多様性と、その遺伝子の多様性、そして地域ごとのさまざまな生態系の多様性を意味する「生物多様性」の概念の下、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、総合的な対策が行われる必要があります。

生物多様性の保全等に向けては、原生的な自然や特定の野生生物のみならず里地里山などのより広い範囲での自然が対象となるほか、森、里、川、海の豊かな恵みを持続可能な形で引き出すため、それらを個別に保全・再生するだけでなく、相互に影響し合うことを念頭に、適切に整備・利用していくことが重要です。

このため、環境の保全に向けた各取組は、単に直接的な人の健康・生命及び生活環境への影響だけを意識するのではなく、「自然保護対策の推進」も意識して進めます。